

# 山梨県公報

号外第三十九号

平成二十七年

六月一日

月 曜 日

## 目次

### 条 例

○山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………一

## 条例のあらまし

○ **山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例** (条例第三十号) (市町村課)

1 住民基本台帳法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、平成二十七年十月五日から施行することとした。

## 条 例

山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年六月一日

山梨県知事 後 藤 斎

### 山梨県条例第三十号

山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

山梨県住民基本台帳法施行条例(平成十四年山梨県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。  
第三条及び第四条を削る。

第五条第一項中「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十二第一項」に改め、同条を第三条とする。

第六条中「第三十条の三十七第二項」を「第三十条の三十二第二項」に改め、同条を第四条とする。

第七条第一項中「第三十条の四十」を「第三十条の三十五」に改め、同条第三項中「第五條第二項」を「第三條第二項」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条

を加える。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

**第六条** 法第三十条の四十第一項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、山梨県個人情報保護条例(平成十七年山梨県条例第十五号)第五十九条第一項に規定する山梨県個人情報保護審議会とする。  
第八条を第七条とする。

### 附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番